

県政改革審議会意見について

「県政改革の推進に関する条例」に基づき、本日付で、行財政運営方針の令和3年度実施状況等に係る県政改革審議会の意見書がとりまとめられましたので、お知らせします。

1 意見書 「兵庫県行財政運営方針の令和3年度実施状況等に係る意見書」

(参考①) 委員名簿

◎会長、○会長代理

氏名	役職
○石川 路子	甲南大学経済学部教授
入江 武信	兵庫県社会福祉協議会会長
◎上村 敏之	関西学院大学経済学部教授
勝沼 直子	株式会社神戸新聞社論説委員長
門 康彦	兵庫県市長会会長（淡路市長）
木田 薫	認定NPO法人ソーシャルデザインセンター淡路理事長
佐伯 里香	株式会社ユーシステム代表取締役
澤本 辰夫	兵庫県農業協同組合中央会代表理事会長
摺河 祐彦	兵庫県私学総連合会会長
友藤 富士子	兵庫県連合婦人会会長
八田 昌樹	兵庫県医師会会長
福永 明	日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長
松田 隆	兵庫県建設業協会会長
山名 宗悟	兵庫県町村会副会長（神河町長）
吉井 満隆	バンドー化学株式会社代表取締役会長

(50音順)

(参考②) 審議会開催日

令和4年9月6日 令和4年度第1回審議会
・令和3年度の実行方針実施状況について
・質疑・意見交換等

(参考③) 県政改革の推進に関する条例（関係部分抜粋）

（実施状況の報告等）

第5条 知事は、毎年9月30日までに、前年度における改革方針の実施状況について、県政改革審議会の意見を付して、議会に報告しなければならない。

（県政改革審議会）

第7条

2 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 第3条第2項に規定する改革方針の案の作成に係る意見に関すること。
- (2) 第5条第1項に規定する改革方針の実施状況に係る意見に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、県政改革の推進に関すること。

参考資料 別添「兵庫県行財政運営方針実施状況報告書（令和3年度 概要版）」